

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和2年6月9日（火）午前10時～午前10時52分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 関戸郁文 副委員長 谷平敬子 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 堀 巖
委員 榊谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、同統括主査 小野誠、同統括主査 小川薫、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人、同主幹 川松元包、消防署長 伊藤真澄

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第55号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第56号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第64号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第65号	岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
陳情第1号	最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第2号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第3号	正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

議案番号	事件名	採決結果
陳情第4号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第5号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第6号	沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第8号	消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（関戸郁文君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情7件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

本委員会のほう4つの議案ということでございますけれども、中には市税条例など市民生活に大きく関わるものもございます。我々もなるべく丁寧かつ分かりやすい、かつコンパクトに答弁をしていきたいと。なかなか難しいですけれども、心がけてまいりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第55号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） たばこ税関係でちょっと教えてください。

この葉巻たばこというのが、なかなか今、あまり見ないというか、葉巻自体見ないと思うんですけれども、この0.7グラム未満とか1グラム未満の葉巻たばこというのは、具体的にどういうものなんでしょうか。市中に流通されているものなんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 私も見たことがないんですけれども、実はたばこ税が値上がりをしていまして、今、全国的にはちょっとはやっている軽量の葉巻たばこいうものになります。見た目は紙巻きたばこと同じです。その紙巻きの部分にたばこの葉を入れることによって、葉巻たばこに分類されます。そうすると、一般的な紙巻きたばこに比べて税の負担が軽い、たばこが安いものになっております。ただ、市内では恐らくあまり流通していないのではないかなと思われれます。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） その他はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 非常に難しい市税条例で、ちょっと教えていただきたいんですが、1条、2条関係のところの一部改正で、説明資料にありました(2)の先端設備等に該当する家屋及び構築物に関する固定資産税の特例についてなんですが、中小事業者等を支援するための認定先端設備等導入計画に位置づけられた一定の事業用家屋及び構築物に関する固定資産税の課税標準を最初の3年間はゼロとするというところの附則第10条の2の改正関係についてなんですが、認定先端設備等導入計画に位置づけられた計画とはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 今回の改正に当たって、特にできた計画ではなくて、生産性向上特別措置法に定めがあるものです。

中小企業がそういう最先端の設備を導入するときに、計画をつくって、岩倉ですと商工農政課に提出をしていただいで、認定を得た上で取得していただいた設備について固定資産税を軽減するようなものになります。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

最初の3年間はゼロとするという、もともとあった最先端の設備に対してということなんですよね。これは、全額国費で補填されるということで、次の適用期限について、生産性向上特別措置法という改正後に令和4年まで延長するというところで、またすごい初歩的な質問ですみませんが、その生産性向上特別措置法の改正後に令和4年まで延長するというところで、この特別措置法の改正後というところも説明をお願いしたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） もともところらの先端設備導入計画に位置づけられたものに対する固定資産の軽減というのが、時限的なもの、期間限定のものなんです。今回は、新型コロナウイルス感染症の対策ということで、対象の設備を、今までは設備だけだったものを事業用の家屋と構築物に拡大をし、さらに適用期限についても延長をするということなんですが、生産性向上特別措置法の改正は、恐らく次の国会になると思われれます。なので、年度末の税制改正に合わせて改正がされて期間が延長される形になります。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 生産性向上特別措置法は、次の国会でということなんです。分かりました。

次に、もう一つ質問をお願いします。

寄附金の税額控除の特例なんですが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止のために多くのイベントなどが中止、延期をされたということで、その主催者に対する払戻請求権を放棄した場合に、個人市民税の税額控除の対象とするというふうに附則第24条の改正でそういうふうになったということ

なんですが、今回、イベントで一定のものというのがどういったものなのか、規模だとか要件だとか、どういったものを言われるのかお聞かせください。

◎**税務課長（古田佳代子君）** イベントで一定のものという書き方をさせていただいていますが、対象としては、まず所得税の寄附金控除の対象になるものになります。それはどういったイベントかという、文部科学大臣が指定したイベントです。住民税の寄附金控除の対象となるのが、さらに市長が指定するものになります。

対象については、具体的には、まだちょっと愛知県の方針が出ていないので決めていないんですけども、できるだけ幅広く控除できるような形にしたいと思います。

◎**委員（榊谷規子君）** まだ、県の方針が定められていないということなわけなんですが、できるだけ幅広く対象にしたいということで、その方たちはすごいありがたいと思うんですが、払戻請求権を放棄した場合に個人住民税の税額控除になるということで、その税額控除になるまでの確定申告などの一定の申告が要りますよね。そういった申告の仕方というか、そういう状況はこれまでの控除の申告の例によるものなんでしょうか。どういったものになるのか教えてください。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 申告の手続については、今までの寄附金控除と同じです。控除の対象となるために、証明書のようなものが必要になりますので、まずイベント主催者が文部科学大臣のほうに指定をしてもらわなきゃいけないですね。それから、払戻請求権がある人は、払戻請求権放棄証明書と、それが指定行事であるよという証明書の写しをイベント主催者からもらってもらおう。それを、控除の証明として必要となりますので、それをもって確定申告をしていただく形になります。

◎**委員（堀 巖君）** 基本的なところから教えてください。

地方税法等の一部を改正する法律と市税条例との関係です。

よく市民から岩倉市の税金は高いというふうに言われます。そんなことはないというふうに答えているわけですけども、例えば市民税や都市計画税云々について、今回の法律改正において、例えば20%以上減少しておりという、そういういろんな条件がありますよね、納税猶予の関係だと。そういうところというのは全国一律で改正されるものなのか、市によってやっぱり上乘せしたり、その基準を変えたりすることが可能であるものなのか、まずその点についてお聞かせください。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 基本的には全国一律になりますが、今回のコロナの関係の先端設備の固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロにすると

いうところ、ゼロというのは、ゼロと2分の1の間で市町村が条例で定めればいいことになっています。

◎委員（堀 巖君） 全国一律というところは、その法律によって、市町村で岩倉市の市の条例なので、条例で定めて初めて市民税等に効力を発することになると思うんですけども、その裁量の範囲、さっきゼロから2分の1というところはあったわけですけども、さっき質問したおおむね20%以上減少しておりというところについては、法律の中にかちっと固められて、それを超えたらいけないのか、法律的にそれは禁止されているのかどうかという点について、もう一回お願いいたします。

◎税務課長（古田佳代子君） ちょっとお時間を頂いてもいいですか。すみません。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎税務課長（古田佳代子君） すみません、お待たせしております。

まず、徴収の猶予の特例のほうの20%については、法律に特に20%と書いてあるわけではないんですけども、ちょっとどこに定まっているのか、すみません、今調べられませんでした。ただ、国から取扱いについて通知が来ておりまして、おおむね20%という書き方があります。あともう一つ、ここには直接出てきていないんですけども、中小企業の固定資産税を来年度軽減する措置がありまして、そちらは法律のほうに100分の50以下だとかきちんと書いてあります。

◎委員（堀 巖君） ということは、全国津々浦々多くの自治体がある中で、この20%以上というところ、おおむねですので、その基準についても国からおおむねという話を、例えば10%以上ということで、変えてやっている自治体もあるかもしれないということによろしいでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 定かではありませんが、おおむね20%なので、20%の前後でやっていると思います。

◎委員（堀 巖君） 非常に曖昧な表現、おおむねという表現なわけです。だから、これが市の裁量でもって15%でも猶予を認めるのかどうかというところの内部基準というのは、どのように定める予定なんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 20%は目安ですので、納付困難であるかどうかのほうを重要視して、判断させていただきます。

◎委員（堀 巖君） 違う質問です。

本会議で質問したところについて、寡婦控除、ひとり親控除のところの、

子以外の、従来からですけれども、男性と女性と違うという点について、その答弁としてはなかったものですから、もし分かれば委員会でもう一回お願いしたいというふうに思います。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 寡婦控除なんですけど、もともとの成り立ちが戦争未亡人に対する救済措置ということが始まりでした。その後の世の中の流れで母子家庭を救済しようだとか、父子家庭についても適用する必要があるんじゃないかということで、流れが変わってきてまして、今回は母子家庭、父子家庭でも未婚の方についてもひとり親ということで、婚姻歴だとか性差をなくして、ひとり親控除という形になりました。

ただ、一番最初、戦争未亡人が今どのぐらいいらっしゃるのか分かりませんが、制度の創設のときの趣旨があるので、今後もその部分については残しましたというふうに国は説明しております。

◎**委員（堀 巖君）** 時代がかなり遡ったところが根拠なようなんですけども、地方税制の改正に伴うそういう調査会とか国のほうでいろいろ会議体がありますよね。その中で、男性・女性の性差による税金の扱いの控除の額が違うというところについては、全く議論がされていない状況なんですか。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 正確にはちょっと記憶がないんですけども、そういう委員会なんかで全くなかったということではないと思います。国会の委員会だったと思うんですけども、たしか質問もありました。今と同じような回答でした。

◎**委員（水野忠三君）** 固定資産税関係で、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで、頂いた資料の中には調査の話なども書いてあるんですけど、使用者を所有者とみなす際に、例えば使用者の人が固定資産などを時効取得する可能性などは検討されるのか、要するに所有者とみなす、みなさないというときに、使用者が使っていて、その固定資産を時効取得するという可能性なども検討されるのか。それからあと、2点目としては、例えば所有権を争っているような場合に、固定資産税を払っているんだというような主張を使用者の人がされる可能性などというのは、検討はされていますでしょうか。

◎**委員長（関戸郁文君）** 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎**委員長（関戸郁文君）** 休憩を閉じ、再開いたします。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 時効取得ということは、考慮はしていません。また、固定資産税を払っているか払っていないかについては、その所有権とは関係がないものと認識しております。

◎委員（水野忠三君） ちょっと確認で、その調査のときにいわゆる時効取得などはしているかとか、その可能性があるかないかとか、そういうのは調査には含まれないということですか。

◎税務課長（古田佳代子君） その調査のしようがないので、私どもができるのが公簿上の調査だとか聞き取りになりますので。

◎委員（水野忠三君） 頂いた資料では、その公簿というのは住民基本台帳、戸籍などというふうになっているんですが、ここには土地などの登記簿とかそういうのも含まれるんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 登記簿も含まれます。

◎委員（片岡健一郎君） 1点だけ確認させてください。

徴収の猶予制度の特例のところですか。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期限が到来する市税について猶予するという事なんですけれども、ホームページなどでは1か月ほど前からこの猶予制度についてはもう御案内されています。そして、広報でもこの前の6月号で御案内があったかと思います。

要は、令和3年1月31日までこの期間があるものですから、これからの告知というか、市民の方、まだ御存じない方、ひょっとしたら見えるかもしれないんですけれども、これからの広報、告知について、また改めて広報などに掲載するおつもりがあるのか、その辺はどのようにお考えかをお聞かせください。

◎税務課長（古田佳代子君） まだ、先のことを実は考えていなかったんですけれども、今御指摘いただきましたので、定期的に発信するなどをしていきたいと思います。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今回の地方税法の国会の中で3月27日の参議院本会議で可決・成立した中には、地方創生応援税制、企業版のふるさと納税の改正もあったかと思うんですが、岩倉の中では企業版のふるさと納税の納税者がいないということで入っていないんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 企業版のふるさと納税については、市税条例のほうでは、特に改正がなかったので入っていないです。地方税法では改正ございました。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入りますが、発言する委員は挙手をお願いします。よ

ろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。討論はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第55号「岩倉市税条例等の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、議案第56号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

それでは、議案第56号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第64号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中でも、ずうっと該当なしということで、過去は遡って意見があったというところでしたが、直接、ちょっと条例の一部改正に関係ないんですが、関連してというか、せつかく消防の人が来てくださっているのでお聞きしたいと思うんですが、この間、新型コロナウイルスの感染拡大というこんな状況の中で、救急搬送の中でそういうおそれのある人、発熱で、そういった搬送があったのかどうか、そういった場合の公務災害とか、そういったのがどんなふうに情報共有されているのかということで、お聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 新型コロナウイルスでの関連の搬送ということですが、発熱に要する救急要請はあります。しかしながら、新型コロナウイルスのキーワードがありまして、そのキーワードに合致するような搬送はございません。

◎委員（梶谷規子君） この間、そういう要請はなかったということだったんですが、こういった状況の中での情報共有、注意すべきこととか、そういったことでの皆さんの中で共有している事項というか、やはりすごい様々な例が考えられる中での非常に危険を伴う搬送なども考えられる中での皆さんの情報共有というか、そういったことがあればお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 情報共有に関してですけど、まず指令センターのほうでは発熱状況を聞くことにしております。37.5度以上の発熱がある場合は、折り返しコールバックということで、救急隊のほうから直接向かう先の傷病者宅に電話します。そこで、渡航歴もしくは濃厚接触等のキーワードを基に聴取をしております。そこで新型コロナウイルスの疑いはかなり強いということであれば、隊員全員、感染防止服は国のガイドラインで標準感染防止ということで、ゴーグル、マスク、手袋等が義務づけられているんですけど、そういったものを着用して現場に向かうんですが、再度チェックするようにしております。新型コロナウイルスがさらに強く疑われる場合は、当然保健所のほうに連絡をしまして、対応方法を協議することとなっております。搬送は恐らく救急隊が搬送することとなると思うんですが、基本的には搬送先の医療機関は保健所のほうに探していただくこととなっております。

そのほか、仮に新型コロナウイルス疑いの傷病者を運んだ場合は、保健所の連絡は当然のことながら、県への報告もいたすようにしております。

また、消防本部との連携に関しましては、搬送して直接消防本部のほうに

帰署するわけではなく、まず消防本部のほうに一報を入れまして、消毒等の準備を行った上で隊員を消防本部のほうに戻すようにしております。その際、関わった隊員とほかの職員の接触は極力避けるように、そういった帰りの中でも情報共有を行いながら搬送に務めております。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

議案第64号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり可決するべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第65号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の廃止について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） この基本条例は制定されたので、この条例を廃止することについては当然なわけですが、条例を制定したときに、その条例を具体化していく行動計画的なメニューの作成という話があったと思います。それについて、今コロナ禍でなかなかコロナ対策の施策をやっているということで、なかなか手をつけられないかとは思いますが、そこら辺の今後の考え方を再確認したいと思います。

◎商工農政課長（神山秀行君） 活性化の行動計画につきましては、現在あるものがございます。それも条例制定に伴いまして、今後見直しというところも検討しておりますが、今年度ではなくて、今年度は、まず条例の周知に努めたいと思っております。本来できれば早々に講演会等をやって条例の周知に努めたかったのですが、こういった状況なので、ちょっとそういった状況も見極めながら、条例の周知に努める中で、来年度中に行動計画の見直

しのほうをしていきたいということで、今のところ考えているところになっております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 行動計画の見直しというよりも、今新型コロナ感染拡大のこういった状況だからこそ、この中小企業・小規模企業の振興基本条例がいかにかに条例に命を吹き込むというか、こういった状況だからこそ進行していくというような議論というのは、具体的にどうされているのかということをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君） 具体的な議論というところになりますと、商工会とかとは、また金融機関等にも影響等に関して確認とかをさせていただいているところになります。

また、今回テイクアウトのチケットの助成とかをやっておりますが、そちらは条例が策定されたということもありまして、中小企業に限った施策となっております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議と討論に関しては省略させていただき、直ちに採決に入ります。

議案第65号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の廃止について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、陳情第1号「最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただくようお願いいたします。

続いて、陳情第2号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただくようお願いいたします。

続いて、陳情第3号「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただくようお願いいたします。

続いて、陳情第4号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第5号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますよう、よろしくようお願いいたします。

続いて、陳情第6号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますよう、よろしくようお願いいたします。

続いて、陳情第8号「消費税率5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情」を審査させていただきます。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（堀 巖君） この5%については、コロナの関係で、国会でも与党からも一時期減税というような話、提案もあって、いろいろ国全体がこの

消費税について再考するべきではないかという高まりが一時期あったと思うんです。このことについて若干岩倉市議会としても、議員各位がどのような考えに立っているのかという、ちょっと意見交換だけしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） 堀委員のほうから、消費税5%引下げを求めることについて意見交換をしたいという申出がりましたが、取扱いについてお伺いしましょうか。

意見ございますか。

[発言する者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 意見交換、それではどのような形で意見交換させて。

◎委員（堀 巖君） 私、いろいろ国のほうでも市のほうでもいろんなコロナ対策、感染症対策をやっていますが、一番効果的なものというのは、やはり逆進性の高い消費税が弱者にとって非常に重いわけで、これを減税するという、何%にするかはいろいろ議論はありますけれども、そういうことについては賛成の立場であります。皆さんの意見についてお伺いしたいというふうに思います。

◎委員（宮川 隆君） 国民全体の所得が減っている中で、何らかの形で減税というのは、それなりに消費を促すという意味合いでは効果があるなというふうには思うんです。ただ、もともとの消費税の発端といいますかね、一番原点というのは、福祉目的税的ところがやっぱり当初強かった。今も消費税を上げるたびに、それが一番前面に出されて出てきていると。その中で、全て出てきた何%という差額が毎回毎回全てが福祉目的に使われているかという、少し疑問のていもあるんですけれども、少なくとも今この金額を担うというのは、税率を下げることによって、今まで国や岩倉市が行っているコロナ対策に対するお金をどこから捻出してくるのかということがやっぱり考えた上で、それを市民税だとかほかの直接税から調達するのかいいのかどうか。やはり当然国や市の政策に基づいて必要不可欠な金額の確保をどうやってするのか。それがあって初めて、じゃあどこで税率を変えていくのか、税の負担をどこで持つのかということも、ちゃんと議論した上でやらなければ、単純にこの5%に下げる、何%に下げるという議論では、やっぱりちょっと片手落ちのような気がするので、あくまでも我々が考えなければいけないのは市民の生活、それから中小企業の生活をどうやって維持、これからの下支えをするのかという観点でこのことに関しては議論していかなければいけないなというふうには、自分なりに考えています。

◎委員（梶谷規子君） どれだけ前の議会だったか、消費税を10%に引き上げることに反対の請願が市内の各団体からということで出されて、それに紹介議員となって、ぜひ国に対して引上げしないようにということの議論をしてきた中でも、ずうっと一貫して述べてきましたが、やはり私も消費税は逆進性の高い税率で、低所得者の人たちに大変な状況。一方で大企業には減税をしているという状況が、やはり今のコロナ禍の中で、なおより一層大変な状況になってきているというふうに考えます。

一致できるのなら、意見書を上げたいというところですが、一致していくのがこれまでも難しい課題だったので、全体の中での意見交換ということで提案されたと思うんですが、ぜひ一致できるものなら意見書を上げていきたいというところでは。

◎副委員長（谷平敬子君） 私も今、消費税が10%に上がっているのは、社会福祉のためにというふうで税金も上げていっていったと思うんですけども、今コロナの状態、国も市も県も全ていろんな面でお金も結構たくさん使っている状態の中で、この消費税を引き下げるとするのは、私個人としては反対というか、そういう気持ちです。

◎委員（水野忠三君） 今、様々な議論があったかと思うんですけども、やはり施策を進める上で、その財源の話抜きに議論というのは、なかなか本来は難しい。今は緊急時ということで、財政規律などは度外視をして、緊急事態だからということでやっていますけれども、やはり国においても財源の確保とか財政のお話というのは今後は議論が避けられない。そして、直間比率とかそういうことをどうするのかということで、多分見解が分かれると思いますし、そもそも高福祉高負担なのか、そうではないのか、極論すれば無税国家を目指すのかということで、消費税を下げるとしても理念が違うわけですから、ここで市政の場で合意を取ってということとはちょっと違うのではないかというふうに考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 私も財源、要はこの引き下げる分のものをどういったもので補填するのかというのが議論されていないというか、この中ではうたっていないというのが非常に問題かなというふうには思います。ただ、コロナ禍の状況ということで、当初与党でも検討されたというときには、そういうことも必要なかなというふうにも思ったりはしました。

ただし、定額給付金というのがございまして、一律で10万円給付されたわけですから。消費税を例えば5%下げると、200万円お買物したときとほぼ同じ10万円、5%だとしたら、そういった効果もあるのかなというふうに思っております。

よって、可能であればそれはした方がいいとは思うんですよ。コロナ禍のときだけでも。ただ、やっぱり財源というのがこれについて回る問題かなと思いますので、この辺はそういったことをセットで考える必要があるかなというふうに今考えております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに意見はございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） それでは、意見交換を終結させていただきます。

改めまして、本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） では、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。